

吹田市環境影響評価手続の説明

| | | |
|---|-------------------|--|
| ① | 実施計画書の作成 | 事業者は、環境アセスメントを実施する環境項目や方法を記載した環境影響評価実施計画書を作成し、市長に提出します。市長は、実施計画書を30日間縦覧します。 |
| ② | 実施計画書についての住民等の意見書 | 実施計画書について環境保全の見地からの意見がある方は、市長に縦覧期間とその後の14日間の間に意見書を提出することができます。 |
| ③ | 実施計画書に対する市長の意見書 | 市長は、審査会の答申や住民等の意見を考慮して市長の意見書を作成し、事業者に送付します。市長は、意見書を14日間縦覧します。 |
| ④ | 環境影響評価の実施 | 事業者は、市長の意見書を尊重して実施計画書の内容に検討を加え、環境影響評価（調査・予測・評価）を行います。 |
| ⑤ | 準備書の作成 | 事業者は、環境影響評価の結果や環境保全のための措置等を記載した環境影響評価準備書を市長に提出します。市長は、準備書を30日間縦覧します。 |
| ⑥ | 説明会の開催 | 事業者は、縦覧期間内に準備書の内容について説明会を開催します。 |
| ⑦ | 準備書についての住民等の意見書 | 準備書について環境保全の見地からの意見がある方は、市長に縦覧期間とその後の14日間の間に意見書を提出することができます。 |
| ⑧ | 見解書の作成 | 事業者は、住民等の意見に対する見解をまとめた見解書を市長に提出します。市長は、見解書を14日間縦覧します。 |
| ⑨ | 公聴会の開催 | 市長は、準備書や見解書について住民等から環境保全上の意見を聴くため、公聴会を開催します。 |
| ⑩ | 準備書に対する市長の準備意見書 | 市長は、審査会や住民等の意見（意見書、公述意見書）、事業者の見解を考慮して市長の準備意見書を作成し、事業者に送付します。市長は、準備意見書を14日間縦覧します。 |
| ⑪ | 評価書の作成 | 事業者は、準備意見書を尊重して、準備書の内容に検討を加えて環境影響評価書を作成し、市長に提出します。市長は、評価書を30日間縦覧します。 |
| ⑫ | 評価書についての住民等の意見書 | 評価書について環境保全の見地からの意見がある方は、市長に縦覧期間とその後の14日間の間に意見書を提出することができます。 |
| ⑬ | 評価書に対する市長の評価意見書 | 市長は、必要に応じ、審査会や住民等の意見を考慮して市長の評価意見書を作成し、事業者に送付します。市長は、評価意見書を14日間縦覧します。 |
| ⑭ | 報告書の作成 | 事業者は、市長の評価意見書を尊重して、評価書の内容の検討結果をまとめた報告書を作成し、市長に提出します。市長は、報告書を14日間縦覧します。 |
| ⑮ | 事後監視計画書の提出 | 事業者は、事後監視を実施するための計画書を作成し、市長に提出します。 |
| ⑯ | 事後監視報告書の提出 | 事業者は、事業を実施したときの環境影響をまとめた事後監視報告書を作成し、市長に提出します。市長は、事後監視報告書を14日間縦覧します。 |